

第6編

犯罪被害者



性犯罪被害相談電話#8103ポスター

【画像提供：警察庁長官官房】

第1章 統計上の犯罪被害

第2章 刑事司法における被害者への配慮

第1章

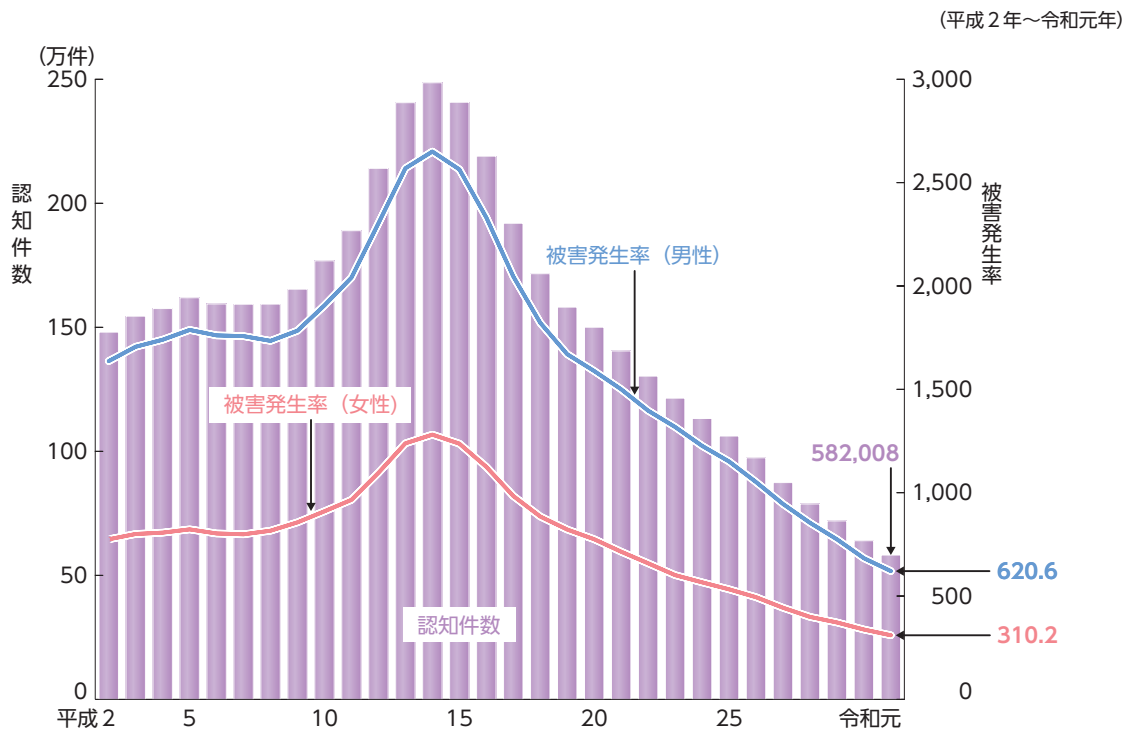
統計上の犯罪被害

この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害罪では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

第1節 被害件数

6-1-1-1図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年（認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1）までは増加・上昇傾向にあったが、同年をピークとして、それ以降は減少・低下し続け、令和元年は共に平成14年の約4分の1以下であった。また、男性の被害発生率は、いずれの年も女性の2倍以上である（CD-ROM参照）。

6-1-1-1図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和元年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである。総数（この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計）に占める65歳以上の割合は、15.7%であるものの、罪名別では詐欺において高い（50.7%）。また、女性被害者の割合が最も高いのは、65歳以上であり、特に、強制性交等、強制わいせつ及び略取誘拐・人身売買以外では、詐欺の65歳以上の被害者に占める女性被害者の比率（74.2%）が最も高い。罪名別に見ると、殺人では、65歳以上の割合が28.5%と高く、強制性交等及び強制わいせつでは、女性被害者に占める30歳未満の割合が高い（強制性交等83.3%、強制わいせつ80.2%）。

6-1-1-2表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

（令和元年）

罪 名	総 数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
	総	女性	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総 数	493,609 (100.0)	174,886 [35.4]	11,438 (2.3)	4,485 [39.2]	78,360 (15.9)	26,622 [34.0]	100,861 (20.4)	38,981 [38.6]	72,272 (14.6)	23,801 [32.9]	75,858 (15.4)	23,814 [31.4]	77,551 (15.7)	23,082 [29.8]	77,269 (15.7)	34,101 [44.1]
殺 人	944	409	77	38	48	23	121	54	107	33	136	49	186	62	269	150
強 盗	1,375	484	5	4	89	35	286	123	234	76	241	64	296	98	224	84
強制性交等	1,405	1,355	173	150	443	424	560	555	136	133	64	64	18	18	11	11
暴 行	30,276	13,605	1,044	413	2,932	1,360	6,909	3,634	5,905	2,818	5,697	2,458	4,834	1,671	2,955	1,251
傷 害	21,188	8,128	962	341	2,153	600	4,954	2,152	3,902	1,590	3,805	1,559	3,254	1,037	2,158	849
脅 迫	3,630	1,784	46	27	418	302	753	446	643	316	722	310	662	249	386	134
恐 喝	1,585	301	12	-	388	50	498	109	246	44	187	37	176	40	78	21
窃 盗	403,586	129,418	8,261	2,768	69,594	21,794	82,545	28,816	58,366	17,383	61,908	17,931	63,959	18,169	58,953	22,557
詐 欺	23,874	14,270	9	2	692	488	2,388	1,305	2,095	853	2,677	1,044	3,919	1,610	12,094	8,968
横 領	553	126	4	1	9	2	54	17	107	28	140	21	137	20	102	37
強 制 わいせつ	4,900	4,761	731	662	1,448	1,406	1,772	1,752	522	519	279	276	110	108	38	38
略取誘拐・ 人身売買	293	245	114	79	146	138	21	18	9	8	2	1	-	-	1	1

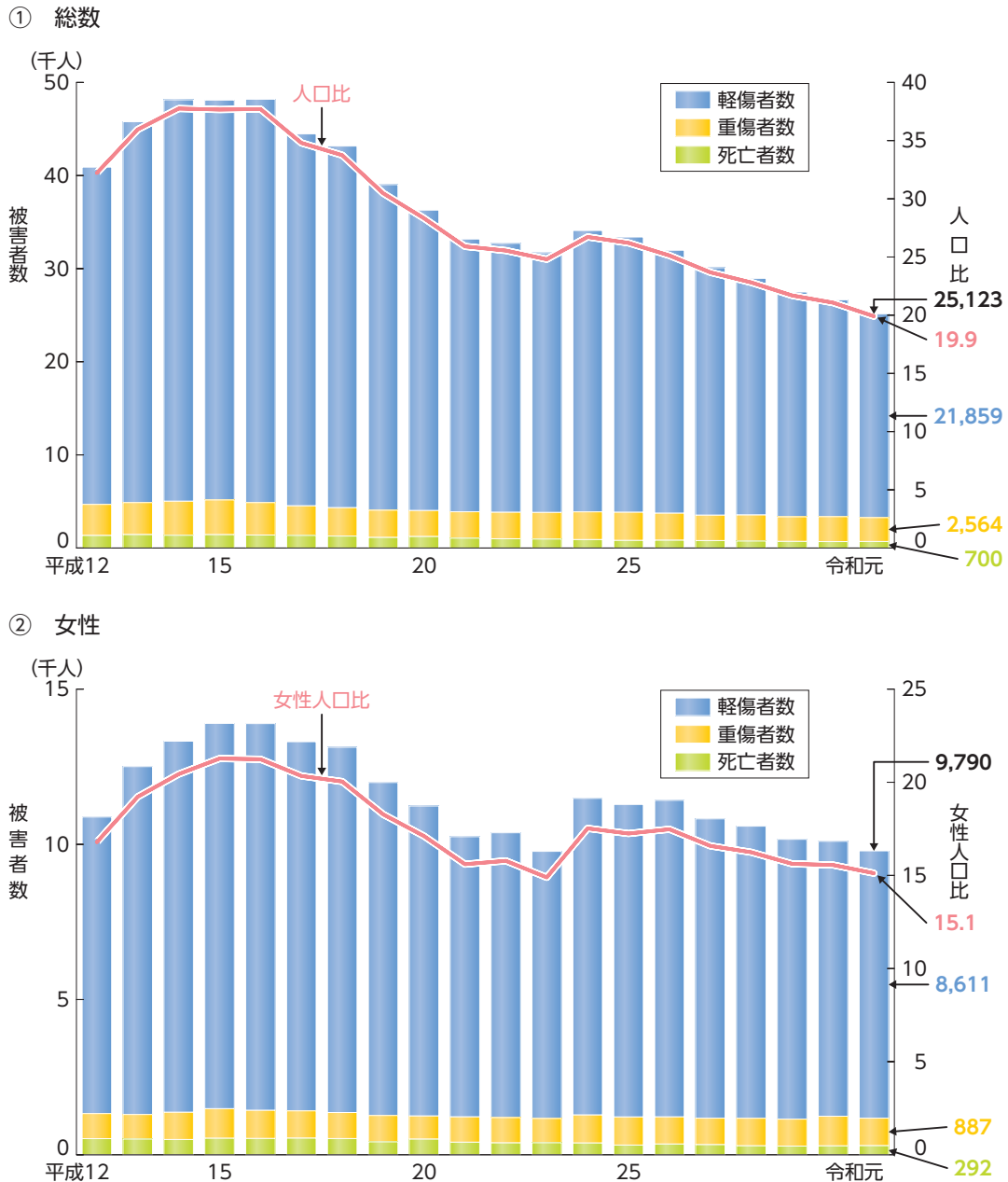
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 罪名の「総数」は、この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計である。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 () 内は、各年齢層の構成比である。
 6 [] 内は、女子比又は女性比である。

第2節 生命・身体への被害

6-1-2-1図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成16年（4万8,190人）、死亡者数は13年（1,441人）をピークに、それぞれその翌年から減少傾向にある。令和元年の死傷者総数は平成16年と比べて約2分の1、令和元年の死亡者数は平成13年と比べて2分の1以下であった。令和元年の死傷者総数のうち、女性の占める比率は、39.0%であった。

6-1-2-1図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性別）

（平成12年～令和元年）



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。
 3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

第3節 性犯罪被害

6-1-3-1表は、強制性交等・強制わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、強制性交等・強制わいせつに係る刑法改正については、第1編第1章第2節2項参照）。

6-1-3-1表 強制性交等・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

(平成22年～令和元年)

年次	強制性交等				強制わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
22年	1,293	2.0	…	…	6,905	10.5	163	0.3
23	1,193	1.8	…	…	6,767	10.3	162	0.3
24	1,266	1.9	…	…	7,144	10.9	177	0.3
25	1,409	2.2	…	…	7,446	11.4	208	0.3
26	1,250	1.9	…	…	7,186	11.0	214	0.3
27	1,167	1.8	…	…	6,596	10.1	159	0.3
28	989	1.5	…	…	5,941	9.1	247	0.4
29	1,094	1.7	15	0.0	5,610	8.6	199	0.3
30	1,251	1.9	56	0.1	5,152	7.9	188	0.3
元	1,355	2.1	50	0.1	4,761	7.4	139	0.2

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 5 男性の「強制性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月13日以降のものである。

第4節 財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害がない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和元年の被害総額は、約1,193億円（現金被害額は約696億円）であり、これを罪名別に見ると、窃盗によるものが財産犯による被害総額全体の53.1%を占め、次いで、詐欺によるものが39.3%であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の6割以上を占めている。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

(平成22年～令和元年)

年次	強盗			窃盗			詐欺			恐喝			横領			遺失物等横領		
	認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額		認知件数	被害額	
		現金被害額			現金被害額			現金被害額			現金被害額			現金被害額			現金被害額	
22年	4,051	11.7	9.9	1,229,059	1,125.7	228.7	37,659	406.9	366.7	5,233	13.4	11.9	1,763	141.5	112.5	55,867	4.2	1.1
23	3,695	14.7	12.7	1,152,492	1,115.6	226.6	34,720	469.2	433.8	4,329	12.1	9.5	1,699	108.1	95.8	48,743	4.2	1.4
24	3,691	8.3	4.2	1,059,131	1,009.2	206.5	34,762	841.8	809.8	4,181	11.6	10.0	1,754	89.8	79.0	39,753	4.6	1.2
25	3,324	8.0	6.1	981,233	965.2	201.0	38,302	775.4	745.2	3,621	10.2	9.3	1,714	111.0	101.3	33,114	3.4	1.3
26	3,056	6.8	5.4	897,259	814.6	176.2	41,523	846.3	810.4	3,041	7.0	6.5	1,723	142.2	132.0	29,534	3.5	1.4
27	2,426	4.5	2.3	807,560	766.6	184.7	39,432	760.9	687.4	2,614	14.2	8.6	1,536	63.2	55.1	26,500	3.5	1.6
28	2,332	8.4	4.0	723,148	706.0	186.1	40,990	665.3	639.3	2,162	9.2	7.0	1,513	80.6	73.4	22,979	3.6	1.7
29	1,852	9.6	7.1	655,498	666.6	182.1	42,571	609.8	570.8	1,946	7.9	7.2	1,413	54.6	46.7	20,408	3.1	1.5
30	1,787	7.3	5.7	582,141	579.7	167.5	38,513	622.9	463.4	1,753	11.2	8.7	1,449	77.3	55.3	18,522	3.6	2.0
元	1,511	4.0	3.0	532,565	633.2	191.3	32,207	469.5	426.0	1,629	9.9	9.1	1,397	72.7	63.6	15,857	3.9	2.5

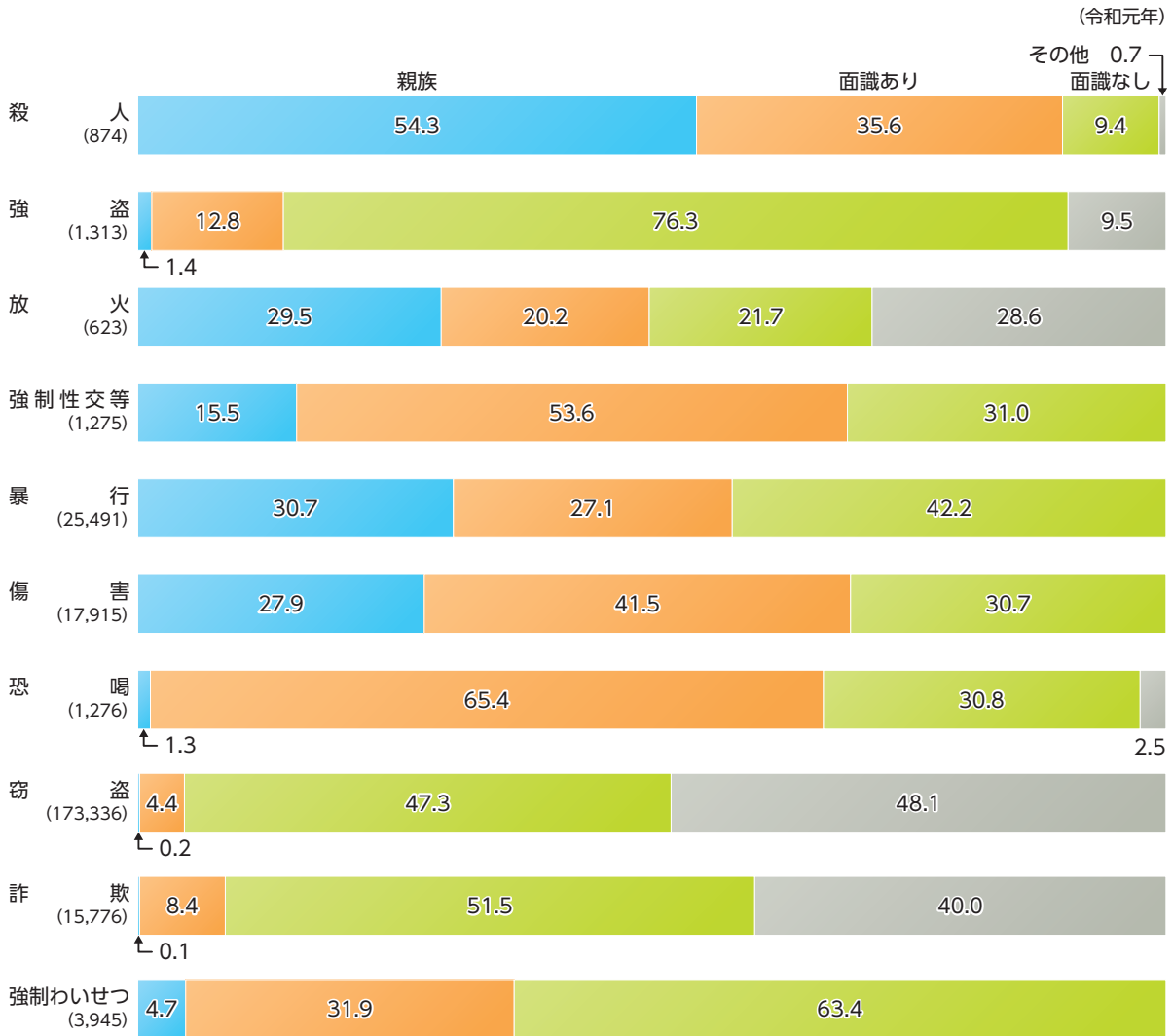
(金額の単位は、億円)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
 3 「認知件数」は、被害がない場合を含む。

第5節 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1図は、令和元年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者との関係別の構成比を見たものである。

6-1-5-1図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 () 内は、件数である。

第6節 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害は、平成30年（2018年）は、4,768件（前年比5.2%増）、その被害者数は、4,321人（同8.3%減）であり、罪名別に犯罪被害件数を見ると、**6-1-6-1表**のとおりである（外務省領事局の資料による。）。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数の推移

（平成30年（2018年））

総数	殺人	傷害・暴行	強制性交等・強制わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
4,768 (100.0)	8 (0.2)	98 (2.1)	36 (0.8)	53 (1.1)	207 (4.3)	3,968 (83.2)	313 (6.6)	－	85 (1.8)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「その他」は、テロを含む。
 3 () 内は、構成比である。

平成30年（2018年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は9人（前年比4人減）、負傷者数は146人（同12人増）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、**6-1-6-2表**のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害死傷者数の推移

（平成21年（2009年）～30年（2018年））

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
総数	1	3	－	－	11	－	10	10	－	－
死亡者数	－	－	－	－	10	－	6	7	－	－
負傷者数	1	3	－	－	1	－	4	3	－	－

- 注 外務省領事局の資料による。

第2章

刑事司法における
被害者への配慮

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、平成28年4月に策定された**第3次犯罪被害者等基本計画**（計画期間は令和2年度末まで）を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施している。

第1節 刑事手続における被害者の関与

1 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から6か月の期間を経過したときはこれを行うことができないと定められているが、強制わいせつ等の性犯罪については、告訴をするか否かの判断を迫られることなどにより被害者に生じる精神的負担を解消するため、平成29年法律第72号による刑法の改正（平成29年7月施行）により非親告罪化がなされた。

2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴理由の骨子、公判経過等についても通知を行っている。令和元年においては、事件の処理結果について延べ5万6,199件、公判期日について延べ2万4,253件、裁判結果について延べ4万1,227件の各通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

（1）検察審査会に対する審査申立て

検察審査会（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期6か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年5月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならない。その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査事件を含まない。）の受理・処理人員の推移（最近5年間）は、**6-2-1-1表**のとおりである。令和元年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は1,429人であり、罪名別に見ると、傷害が197人と最も多く、次いで、職権濫用（183人）、文書偽造（176人）、詐欺（130人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は356人であり、同法違反が186人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

6-2-1-1表 検察審査会の事件の受理・処理人員の推移

（平成27年～令和元年）

年次	受 理			処 理					未 済
	総 数	申立て	職 権	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他	
27年	2,209	2,174	35	2,171	4	118	1,801	248	836
28	2,191	2,155	36	2,343	3	101	2,023	216	684
29	2,544	2,507	37	2,274	1	67	1,895	311	954
30	2,242	2,215	27	2,329	3	81	1,958	287	867
元	1,797	1,733	64	2,068	9	134	1,640	285	596

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査事件を除く。
 3 「その他」は、審査打ち切り、申立却下及び移送である。
 4 「未済」は、各年12月31日現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近5年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、6-2-1-2表のとおりである。

6-2-1-2表 起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）

（平成27年～令和元年）

年次	措置済総人員				原不起訴処分											
					起訴猶予				嫌疑不十分				その他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率
27年	121	20	101	16.5	16	7	9	43.8	103	13	90	12.6	2	-	2	-
28	66	13	53	19.7	14	3	11	21.4	49	10	39	20.4	3	-	3	-
29	85	5	80	5.9	6	2	4	33.3	79	3	76	3.8	-	-	-	...
30	84	21	63	25.0	14	5	9	35.7	66	16	50	24.2	4	-	4	-
元	110	21	89	19.1	13	4	9	30.8	92	17	75	18.5	5	-	5	-

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。

3 「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和元年までの間、検察審査会では、合計で延べ17万7,405人の処理がされ、延べ1万8,592人（10.5%）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされている。このうち、検察官により起訴された人員は、延べ1,623人であり、1,444人が有罪（自由刑524人、罰金刑920人）、102人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡されている（最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和元年までに再審査が開始されたのは、延べ27人であり、起訴議決に至ったものは延べ14人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ13人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

平成21年から令和元年までの間、検察審査会の起訴議決があり、公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は10人（有罪2人（自由刑1人、罰金刑1人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）8人）であった（法務省刑事局の資料による。）。

（2）付審判請求

付審判請求は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分に不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和元年における付審判請求の新規受理人員は394人、処理人員は339人であり、付審判決定があった者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和元年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

4 公判段階における被害者等の関与

(1) 被害者参加制度

被害者参加制度により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを經由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。また、公判期日等に出席した被害者参加人は、被害者参加旅費等の支給を受けることができる（同旅費等に関する事務は法テラスが行う）。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。

6-2-1-3表 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(平成27年～令和元年)

年次	被害者参加		証人尋問	被告人 質問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への 委託	国選弁護士 への委託
27年	1,379	(417)	269	604	687	249	87	1,081	533
28	1,400	(400)	228	629	708	258	107	1,102	580
29	1,380	(333)	196	560	667	276	115	1,060	553
30	1,485	(363)	221	605	698	362	149	1,184	649
元	1,466	(320)	204	623	723	318	106	1,157	602

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった終局人員のうち、それぞれの被害者参加制度において、被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、そのうち、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものである。

3 「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

(2) 被害者等・証人に配慮した制度

ア 被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、適当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定**及び証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨を決定するものである。証拠開示の際の被害者特定

事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められるなどの場合に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

また、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、①**証人等特定事項秘匿決定**（証人等からの申出により、裁判所が、証人等の氏名、住所等の証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないこととする決定）の制度、②証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、検察官が弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度が導入された上、③一定の場合には、証人を同一構内（裁判官等の在席する場所と同一の構内）以外の場所に出頭させてビデオリンク方式により証人尋問を行うことができるようになった（①及び②は平成28年12月施行、③は30年6月施行）。

意見陳述、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

イ 刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

ウ 記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされている上、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと思われる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

6-2-1-4表 被害者等・証人に配慮した制度の実施状況の推移

(平成27年～令和元年)

年次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	証人等特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い					
27年	1,200	615	1,563	290 (…)	141	3,822	…	17	307	1,461
28	1,181	616	1,623	303 (…)	128	3,976	4	23	306	1,486
29	1,072	526	1,105	225 (…)	78	3,351	116	26	295	1,254
30	1,169	546	1,461	317 (15)	144	3,846	174	18	309	1,281
元	1,129	544	1,505	341 (23)	118	4,025	240	18	317	1,180

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
- 2 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、平成28年まではそれぞれの措置を執る決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している。なお、28年以前に決定等がなされ、かつ、29年にその事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。
- 3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人の数（延べ人員）である。
- 4 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
- 5 「損害賠償命令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。
- 6 「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。
- 7 「証人等特定事項秘匿決定」は、制度が開始した平成28年12月からの数値を計上している。
- 8 「ビデオリンク」内の（ ）は、証人を同一構内以外の場所に出頭させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。なお、制度が開始した平成30年6月からの数値を計上している。

5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設からの連絡に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）。令和元年は、刑の執行終了予定時期について延べ1万6,420件（目撃者等に対する通知を含む。）、刑事施設における処遇状況について延べ1万8,195件、受刑者の釈放について延べ2,847件（目撃者等に対する通知を含む。）、全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しについて延べ176件の通知がそれぞれ行われた（法務省刑事局の資料による。）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和元年は、417人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

更生保護においては、①地方更生保護委員会が、仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所が、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、②地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する**意見等聴取制度**、③保護観察所が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達する**心情等伝達制度**、④主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、関係機関等の紹介等を行う**相談・支援**の制度が実施されている。

令和元年における運用状況は、①のうち、仮釈放審理に関する事項について延べ4,082件、保護観察状況に関する事項について延べ6,624件（保護処分を受けた少年の仮退院審理・保護観察状況に関する通知については、本節6項参照）、②が延べ336件（うち仮退院の審理における件数32件）、③が延べ158件（うち加害者が保護処分のもの件数38件）、④が延べ1,366件であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成30年7月から、保護観察所において、心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第4編第9章第3節1項参照）の被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和元年における情報提供件数は11件であった（法務省保護局の資料による。）。

6 少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和元年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が925人（うち相当と認められた人員903人）、意見の聴取が251人（同240人）、審判結果等の通知が870人（同869人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は20件・37人であり、審判状況の説明を受けた被害者等の人員は280人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、仮退院審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている。令和元年においては、少年院での処遇に関する事項について延べ261件、仮退院審理に関する事項について延べ144件、保護観察状況に関する事項について延べ566件の各通知が行われた（法務省矯正局及び保護局の資料による。）。また、少年事件においても、意見等聴取、心情等伝達及び相談・支援の各制度が実施されている（制度の概要及び運用状況については、本節5項参照）。

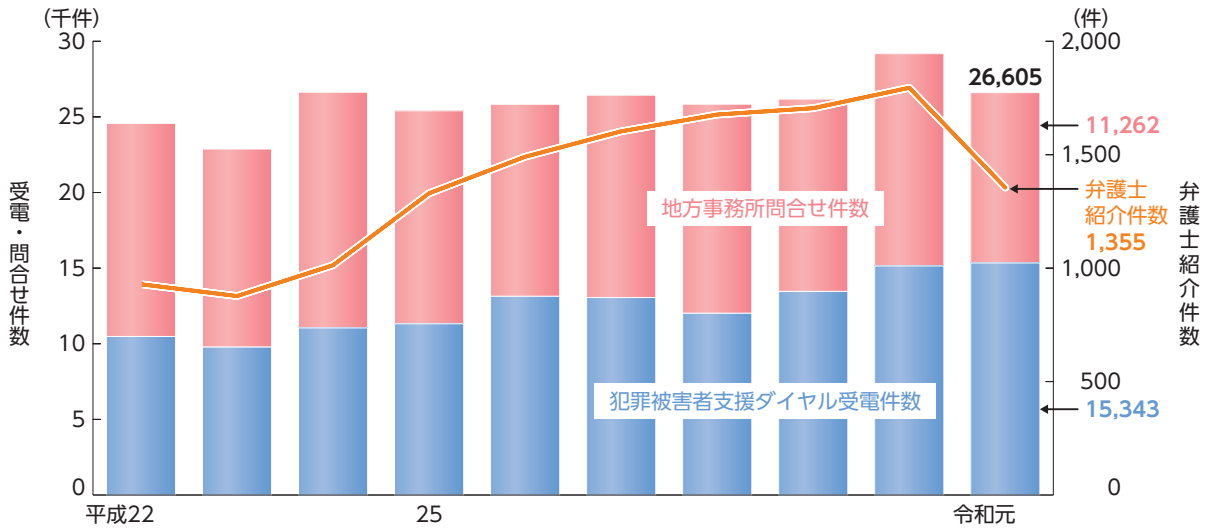
7 法テラスによる被害者等に対する支援

法テラス（第2編第1章2項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、電話及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、被害者等の支援について理解や経験のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加制度が開始されてからは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、**6-2-1-5図**のとおりであり、令和元年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は1万5,343件（前年比198件増）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は1万1,262件（同2,773件減）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は1,355件（同440件減）であった。また、元年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、595件（請求人員延べ727人）であり、罪名別にその件数を見ると、強制性交等・強制わいせつ等316件（53.1%）、傷害80件（13.4%）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない）74件（12.4%）、過失運転致死傷等56件（9.4%）であった（法テラスの資料による。）。

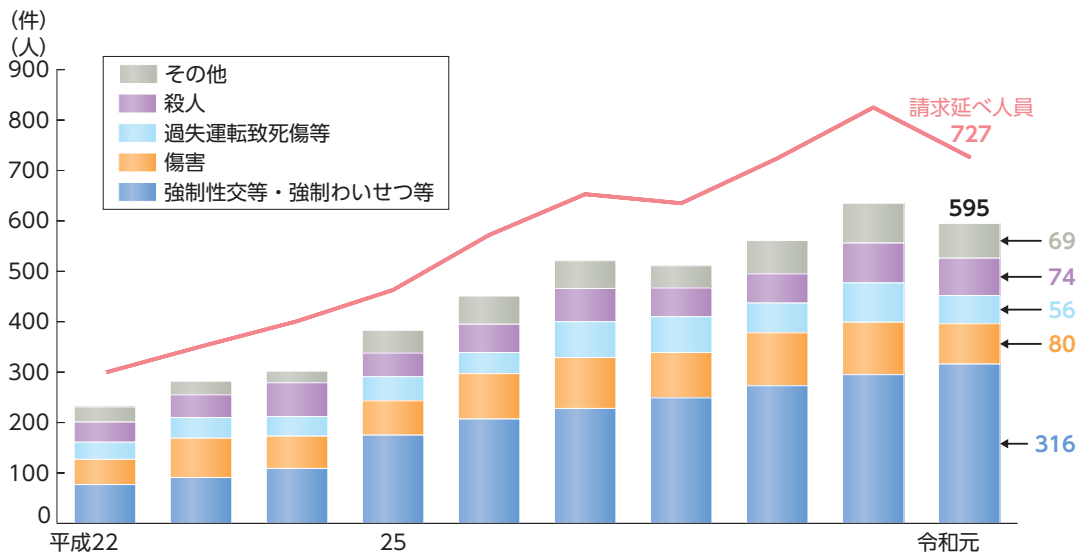
6-2-1-5図 法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移

(平成22年度～令和元年度)

① 被害者等支援業務



② 国選被害者参加弁護士選定請求件数(罪名別)・請求延べ人員



注 1 法テラスの資料による。

注 2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

注 3 「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。

また、平成28年法律第53号による総合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年1月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待、配偶者間暴力及びストーカー犯罪については、第4編第5章参照）。令和元年度におけるDV等被害者法律相談援助の実施件数は832件であった（法テラスの資料による。）。

8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組

平成28年4月に策定された第3次犯罪被害者等基本計画の下、地方公共団体において、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置や、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定が行われている。令和2年4月1日現在、全国全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、37都道府県、12指定都市及び558市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等に関する条例が制定され、44都道府県、14指定都市及び110市町村において、犯罪被害者等に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

第2節 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等

1 犯罪被害給付制度

犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対しては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、**犯罪被害者等給付金**が支給される。平成30年4月には、幼い遺児がいる場合の遺族給付金の増額、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、親族間での犯罪被害に係る減額・不支給事由の抜本的見直しが実施された。令和元年の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は316人（裁定件数393件）であり、裁定総金額は約10億2,936万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

2 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

平成28年11月から、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、国外での犯罪により、死亡した国外犯罪被害者（国外で犯罪被害を受けた日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。）をいう。以下同じ。）の遺族には**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者には**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和元年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は、5人（裁定件数7件）であり、裁定総金額は1,000万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により、没収・追徴した犯罪被害財産や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和元年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは19件であり、開始決定時における給付資金総額は約2億7,781万円であった（官報による。）。

4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺やいわゆるヤミ金融等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和元年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約6億9,673万円であった（預金保険機構の資料による。）。

5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」（無共済を含む。以下この項において同じ。）の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額をてん補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害のてん補の基準に基づき支払われる。平成30年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について642人、無保険車による事故について209人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約1,948万円、負傷者一人当たり平均約60万円であった（国土交通省自動車局の資料による。）。

6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和2年4月1日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、2都道府県、5指定都市及び303市町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、3都道府県及び11市町村であった（警察庁長官官房の資料による。）。

第3節 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議により、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、**人身取引対策行動計画2014**が策定され、労働搾取を目的とした人身取引の防止や男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供等の保護機能の強化等の施策が掲げられている。

発見された女性の人身取引被害者については、必要に応じ、婦人相談所が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っており、平成30年度においては、婦人相談所が一時保護を行った被害者数は3人であり、婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した被害者はいなかった。なお、婦人相談所が民間シェルター等に人身取引被害者の一時保護委託を実施するようになった17年度以降に一時保護された人身取引被害者は、累計415人である（厚生労働省子ども家庭局の資料による。）。また、外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化を図っており、令和元年には、入管法違反の状態にあった5人（平成17年以降の累計で186人）の人身取引被害者全員に在留特別許可がなされた（出入国在留管理庁の資料による。）。

このほか、**国際移住機関（IOM）**は、警察、出入国在留管理庁、婦人相談所等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和元年には1か国9人（同事業が開始された平成17年5月以降の累計で9か国331人）に対する帰国・社会復帰支援が行われた（国際移住機関の資料による。）。